磐田市病院事業企業職員の職務発明に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、磐田市病院事業企業職員（以下「職員」という。）がその職務に関して行った発明、考案及び意匠の創作の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　発明等　発明（特許法（昭和３４年法律第１２１号）第２条第１項に規定する「発明」をいう。以下同じ。）、考案（実用新案法（昭和３４年法律第１２３号）第２条第１項に規定する「考案」をいう。以下同じ。）及び意匠（意匠法（昭和３４年法律第１２５号）第２条第１項に規定する「意匠」をいう。以下同じ。）の創作をいう。

⑵　職務発明　職員がした発明等であって、その性質上磐田市立総合病院（以下「病院」という。）の業務の範囲に属し、かつ、その発明等をするに至った行為が病院における当該職員の現在又は過去の職務に属するものをいう。

⑶　特許等　発明等に係る特許、実用新案登録及び意匠登録をいう。

⑷　特許権等　特許権、実用新案権及び意匠権をいう。

⑸　発明者　職務発明をした職員をいう。

（権利の帰属）

第３条　病院は、この規程の定めるところにより、職務発明に係る特許等を受ける権利若しくは特許権等を承継し、又は専用実施権の設定を受けることができる。

（発明等の届出）

第４条　職員は、発明等を行ったときは、速やかに発明届（様式第１号）に、発明等の内容及び発明等をするに至った経過を記した書面並びに磐田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類を添えて、所属長を経由して管理者に届け出なければならない。

２　前項の届出は、発明等が２人以上の共同行為によってなされたもの（以下「共同発明」という。）であるときは、当該共同発明を行った者の氏名並びに当該発明等に対する権利の持分の割合及びその根拠を記載した書面を添えて、それらの者のうちから協議によって定められた代表者によってしなければならない。

３　所属長は、第１項の発明届を受理したときは、速やかに当該発明等に関する意見書（様

式第２号）を添えて、管理者に報告しなければならない。

（認定及び決定）

第５条　管理者は、前条第１項の発明届があったときは、１月以内に当該発明等が職務発明であるかどうかを審査し、職務発明であると認定したときは、当該職務発明について病院が特許等を受ける権利若しくは特許権等を承継するかどうか、又は専用実施権の設定を受けるかどうかを決定し、認定通知書（様式第３号）により、発明者に通知しなければならない。

２　発明者は、前項の通知を受けたときは、管理者に権利譲渡書（様式第４号）を提出するものとする。

（職務発明でない発明等）

第６条　管理者は、前条第１項の規定により職務発明でないと認定した発明等について、発明者から申出があったときは、当該発明等について病院が特許等を受ける権利若しくは特許権等を承継し、又は専用実施権の設定を受けることができる。

（特許等の出願）

第７条　管理者は、前２条の規定により病院が特許等を受ける権利を承継すると決定したときは、速やかに特許等の出願を行わなければならない。ただし、必要があるときは、特許等の出願をする前に当該特許等を受ける権利を譲渡することができる。

２　発明者は、管理者が前２条の規定により発明等が職務発明でないと認定をした後でなければ、特許等の出願をしてはならない。ただし、緊急に特許等の出願を行う必要があるときは、この限りでない。

３　発明者は、前項ただし書の規定により特許等の出願を行ったときは、速やかに個人出願届（様式第５号）に当該特許等の出願に関する書類の写しを添えて所属長を経由して管理者に届け出なければならない。

（特許等の出願の審査）

第８条　管理者は、前条第１項の規定により特許等の出願をしたときは、遅滞なく出願審査の請求を行うものとする。

（第三者への権利譲渡に対する制限）

第９条　発明者は、管理者が第５条の規定により職務発明でないと認定した後でなければ、特許等を受ける権利若しくは特許権等を第三者に譲渡し、又は第三者のために専用実施権を設定し、若しくは通常実施権を許諾してはならない。

（発明者の協力義務）

第１０条　発明者は、特許等を受ける権利又は特許権等を病院に譲渡したときは、審査、審判又は再審において、病院が意見書の提出、答弁書の提出その他当該特許等を受ける権利又は特許権等を主張することについて、病院に協力しなければならない。

（出願補償金）

第１１条　管理者は、発明者が第７条第２項ただし書の規定により特許等の出願を行った後、病院が特許等を受ける権利又は特許権等を承継すると決定したときは、出願に要した費用のうち管理者が必要と認める金額を、発明者に支払うものとする。

（登録補償金）

第１２条　管理者は、第５条又は第６条の規定により病院が承継すると決定した特許等を受ける権利若しくは特許権等又は病院が設定を受けると決定した専用実施権について、特許権等の設定若しくは移転の登録又は専用実施権の設定の登録を終えたときは、発明者に対し、次の表の左欄に掲げる登録を終えた発明等の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額の登録補償金を支払うものとする。

区分	登録補償金
特許	権利１件につき、２０，０００円
実用新案登録及び意匠登録	権利１件につき、１０，０００円

２　前項の規定は、病院等が承継すると決定した特許等を受ける権利若しくは特許権等又は病院等が設定を受けると決定した専用実施権について、外国において特許権等の設定若しくは移転の登録又は専用実施権の設定の登録を終えた場合に準用する。

３　前２項の登録補償金は、当該発明等が共同発明であるときは、当該発明等に対する発明者の権利の持分に応じ分配するものとする。

（実施補償金）

第１３条　管理者は、病院等が承継した特許等を受ける権利若しくは特許権等又は病院等が設定を受けた専用実施権の運用により、収入を得たときは、発明者に対し毎年１月１日から１２月３１日までの間に得た当該収入の額から出願、維持、活用等に係る直接経費（訴訟費用を含む。）を控除した額の１００分の５０（１円未満の切上げ）の額の実施補償金を翌年５月３１日までに支払うものとする。

２　管理者は、病院等が承継した特許等を受ける権利若しくは特許権等又は病院等が設定を受けた専用実施権を譲渡したときは、当該発明者に対し、前項の例により相当の実施

補償金を支払うものとする。

３　第１項の規定は、病院等が継承した職務発明に係る発明等の国内における特許権等の設定の登録後に、当該特許権等を病院等が自ら実施することにより利益を得た場合に準用する。この場合において、同項中「病院等が承継した特許等を受ける権利若しくは特許権等又は病院等が設定を受けた専用実施権の運用により、収入を得たとき」とあるのは「病院等が特許権等の設定の登録後における当該特許権等の実施により利益を得たとき」と、「当該収入の額」とあるのは「当該利益実績」と読み替えるものとする。

４　前条第３項の規定は、前３項の実施補償金について準用する。

（補償金の特例）

第１４条　管理者は、特別の事情があると認めるときは、前２条の規定にかかわらず、別に算定する登録補償金又は実施補償金を支払うことができる。

（補償金の支払通知）

第１５条　管理者は、第１１条から前条までの規定による補償金の支払決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかにその旨を文書で通知しなければならない。

（退職又は死亡したときの補償金）

第１６条　第１３条又は第１４条の規定による補償金を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続する。

２　第１３条又は第１４条の規定による補償金を受ける権利を有する発明者が死亡したときは、相続人がその権利を承継する。

（異議の申立て）

第１７条　第４条の規定により発明等の届け出をした職員は、第５条に規定する認定又は決定に関して不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して６０日以内に、管理者に対して異議申立書（様式第６号）により異議の申立てをすることができる。

２　管理者は、前項の申立てを受けたときは、申立てに対する決定を行い、その結果を申立人に通知するものとする。

（職務発明審査委員会）

第１８条　職務発明の適正な取扱いを図るため、職務発明審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、その庶務は、病院事務部において処理する。

２　前項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（秘密を守る義務）

第１９条　発明者及び発明等の内容を職務上知り得た職員は、発明者及び病院の利害に関係がある事項について秘密を守らなければならない。

（取得管理及び処分の機関）

第２０条　病院が承継し、又は設定を受けると決定した特許等を受ける権利若しくは特許権等又は専用実施権の取得、管理及び処分に関する事務は、病院事務部が行う。

（その他）

第２１条　この規程に定めるもののほか、職務発明の取扱いに関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

磐田市病院事業管理者

所属

発明者氏名

発　　明　　届

この度、下記の発明等をしたので、磐田市病院事業企業職員の職務発明に関する規程第４条第１項の規定により関係書類を添えて届けます。

記

発明等の名称

注１）　関係書類として、経過報告書を添付すること。

注２）　経過報告書には、発明等をするに至った経過を記載すること。

注３）　明細書及び図面は、特許庁の定める様式により作成すること。

注４）　個人で特許等の出願をしているときは、その旨を記入すること。

様式第２号（第４条関係）

年　　月　　日

磐田市病院事業管理者

所属長
氏名

意　　見　　書

下記の発明等について意見を述べます。

記

１　発明等の名称
２　発明者の所属、職名及び氏名
３　発明等をするに至った動機
４　発明者の意見

職務発明かどうか	権利の帰属に関する希望	持分

５　所属長の意見

職務発明かどうか	権利の帰属に関する希望	持分

注１）　発明等をするに至った動機は、職務発明かどうかの認定が判断できるように記入すること。
注２）　持分の欄は、共同発明の場合のみ記入すること。

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

所属

発明者氏名

磐田市病院事業管理者　　印

認定通知書

年　月　日付けで届出のあった発明等について、下記のとおり認定したので、磐田市病院事業企業職員の職務発明に関する規程第５条第１項の規定により通知します。

記

１　発明等の名称

２　職務発明かどうかの判断

３　権利の帰属に関する判断

様式第４号（第５条関係）

年　　月　　日

磐田市病院事業管理者

所属

発明者氏名（署名又は記名押印）

権利譲渡書

下記の発明等に係る特許等を受ける権利（特許権等及び専用実施権）について、磐田市病院事業企業職員の職務発明に関する規程第５条第２項の規定により、関係書類を添えて磐田市立総合病院に譲渡します。

記

１　発明等の名称

２　出願年月日

３　出願番号

様式第５号（第７条関係）

磐田市病院事業管理者

所属

発明者氏名

個人出願届

下記の発明等については、次の理由により磐田市病院事業企業職員の職務発明に関する規程第７条第２項ただし書の規定に基づき、発明者の名義で特許等の出願を行いましたので、同条第３項の規定により特許の出願書類の写しを添えて届け出ます。

記

１　発明等の名称

２　出願年月日

３　出願番号

４　出願理由

様式第６号（第１７条関係）

磐田市病院事業管理者

所属

発明者氏名

異議申立書

年　月　　日付け第　　号の決定に異議がありますので、磐田市病院事業企業職員の職務発明に関する規程第１７条の規定により異議の申立てをします。

記

１　発明等の名称

２　通知を受けた年月日

３　申立ての理由